

郡山市公共下水道整備事業 募集要項等に関する質問回答 (全地区共通)

- 郡山市公共下水道整備事業について、令和6（2022）年4月16日から5月14日までに寄せられた質問の回答を公表します。
- 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字、及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。
- 令和6年10月15日に公表した募集要項等を受け、修正があった箇所を見え消し及び赤字で示しております。

令和6年11月12日

郡山市上下水道局

郡山市公共下水道整備事業 質問に対する回答

1 募集要項に対する質問及び回答

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			1.1 など	ア など		
1	対象施設	2	2.6		舗装の本復旧についての明記がないが、提案上限金額に舗装の本復旧は予算計上されているか。	舗装の本復旧は全路線で計上しています。なお、道路の規格によって舗装構成等が異なるため、道路別の舗装構成及び舗装復旧範囲について、別添のとおり公表しております。
2	対象施設	2	2.6		舗装の本復旧についての明記がないが、仮復旧のままで良いという認識でよろしいでしょうか。	本契約までは他工事の技術者として配置可能です。 なお、今回の契約は令和7年3月を予定しています。
3	構成員に求める 資格要件	6	3.1(3)		本契約は11月の予定ですが、配置予定技術者は、応募から契約までの間に完了する他工事の技術者として配置可能でしょうか？	本契約までは他工事の技術者として配置可能です。 なお、今回の契約は令和7年3月を予定しています。
4	構成員に求める 資格要件	7	3.1(3)	2(2) オ	小口径推進工法の実績とは、郡山市上下水道局発注の放流管推進工φ200mmは実績になるか。	小口径推進工法の実績はφ700mm以下の推進工法としており、φ200mmは対象としておりません。
5	構成員に求める 資格要件	7	3.1(3)	2(3) ウ	郡山市内φ200mmの下水道管きよ整備の実績とは、郡山市上下水道局発注の取付管推進工の挿入用塩ビ管VPφ200mmは実績になるか。	実績となります。
6	設計業務に 関する要件	8	3.2(1)		設計業務について測量・地質調査・設計の3分野に分かれているが、各分野で別の業者に委託しても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	設計業務に 関する要件	8	3.2(1)		1社に3分野（測量・地質・設計）を委託する場合と、複数社に委託する場合で評価点に影響はしないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	下請負契約に 関する要件	9	3.4		下請負人と記載がありますが、協力会社も含め下請負人という認識でよろしいでしょうか。	特定建設工事共同企業（JV）の構成員以外の協力会社は、すべて下請負人となります。
9	下請負契約に 関する要件	9	3.4	イ	提出方法 提案書類提出時に同封と記載されていますが、提出書類について参加資格審査書類と提案書審査書類があり、どちらの書類提出の段階で同封する必要あるかご教示願います。	募集要項P12「4.5 提案書類の受付」に記載されております7月3日から5日12月23日から12月25日までに提出してください。
10	下請負契約に 関する要件	9	3.4		下請負人として予定している者からの見積書の提出期限は、イ提出方法に記載されている時期（令和6(2024)年7月5日(金)）の締切日でよいでしょうか。	提案書類提出期限である7月5日12月25日までに全て整えて、提案書類と同時に提出してください。
11	下請負契約に 関する要件	9	3.4		施工の実施にあたり、下請負人を利用せず、JV構成会社が直営で施工する部分については、下請負見積書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	資料閲覧	10	4.2		提案上限金額算出時の工事数量等を閲覧資料として公表していただけないでしょうか。	提案上限金額算出についてはあくまで当該目的を達するための目安としたものであり、応募者自らが、基本設計の内容について再設計、見直しのうえ、より良い提案を提示することを目的としています。 提案上限金額算出は「令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を元に算出しています。元となった数量を公表し ます しております。
13	プレゼンテーシ ョンの実施	12	4.6		技術提案書のプレゼンテーションの参加者は、代表企業及び構成員だけでなく協力会社も参加させていただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	プレゼンテーシ ョンの実施	12	4.6		プレゼンを行う者は複数でも、設計を委託するコンサル タント会社の者を立てても宜しいでしょうか	プレゼンテーションを行う者に制限はありません。
15	提出書類	13	5.1		審査に該当する配置予定技術者は11月の工事請負契約締結までは他工事の主任技術者になり得るのか。	本契約までは他工事の主任技術者として配置可能です。 なお、今回の契約は令和7年3月を予定しています。
16	提出書類	13	5.1		審査に該当する配置予定技術者は11月の工事請負契約締結までは他工事の主任技術者になり得るのか。	本契約までは他工事の主任技術者として配置可能です。 なお、今回の契約は令和7年3月を予定しています。
17	提案上限金額	14	5.2		「令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」より概算数量を確認し設計金額を積算したが、提案上限金額を超えてしまうため、上限金額が妥当である根拠となる数量をご教示願います。 もしくは、本事業費を算出した根拠と想定される基本設計の成果品の開示を願います。	提案上限金額算出についてはあくまで当該目的を達するための目安としたものであり、応募者自らが、基本設計の内容について再設計、見直しのうえ、より良い提案を提示することを目的としています。 提案上限金額算出は「令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を元に算出しています。元となった数量を公表し ます しております。
18	提案上限金額	14	5.2		「令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」より概算数量を算出し設計金額を積算したところ、提案上限金額を超えてしま う。上限金額が妥当である根拠となる数量を教えてください。	提案上限金額算出についてはあくまで当該目的を達するための目安としたものであり、応募者自らが、基本設計の内容について再設計、見直しのうえ、より良い提案を提示することを目的としています。 提案上限金額算出は「令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を元に算出しています。元となった数量を公表し ます しております。
19	提案上限金額	14	5.2		適正な工事価格を算出したく、提案条件金額を算出した 根拠と想定される、基本設計の成果品や数量計算書等の 開示をお願い致します。	提案上限金額算出についてはあくまで当該目的を達するための目安としたものであり、応募者自らが、基本設計の内容について再設計、見直しのうえ、より良い提案を提示することを目的としています。 提案上限金額算出は「令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を元に算出しています。元となった数量を公表し ます しております。
20	提案上限金額	14	5.2		予定金額における数量表を提示いただきたい。	提案上限金額算出についてはあくまで当該目的を達するための目安としたものであり、応募者自らが、基本設計の内容について再設計、見直しのうえ、より良い提案を提示することを目的としています。 提案上限金額算出は「令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を元に算出しています。元となった数量を公表し ます しております。

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			1.1 など	ア など		
21	提案上限金額	14	5.2		測量・調査、実施設計、施工をしていく過程で、提案上限金額の元となる基本設計内容との差異が生じた場合、変更契約は可能でしょうか？	提案上限金額は、基本設計を元に算出したものでありますが、本契約における実施設計及び施工を拘束するものではありません。契約締結後に実施設計を実施し、発注者の承諾を必要としており、よって受注者による実施設計が本件の履行対象となるため、契約変更の対象とはなりません。
22	提案上限金額	14	5.2		提案上限金額について、基本設計内容を踏襲し、設定されているという認識です。実施設計・施工をしていく中で、基本設計内容との差異による増工が生じ、変更契約金額が提案上限金額を超えた際の取扱いについてご教示願います。	ただし、測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象となります。
23	提案上限金額	14	5.2		提案上限金額を設定しているが、やむを得ない設計変更における増額が生じた際に、提案上限金額を超える対応についてどのように考えているか。	測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象となります。提案上限金額以上であっても必要な設計変更については契約変更の対象となります。
24	提案上限金額	14	5.2		提案上限金額に舗装の本復旧は予算計上されているのでしょうか。	舗装の本復旧については、道路の規格によって路線ごとに計上しています。道路別の舗装構成及び舗装復旧範囲については、別添のとおり公表しております。
25	提案上限金額	14	5.2		提案上限金額には、舗装本復旧工事費は含むのでしょうか？または、仮復旧まででしょうか？	
26	選定対象からの除外	16	7.4		優先交渉権として選定された者は、同日に行われる他2件の選定者から除外されるとあるが、選定順はどの件名から順に行われるのか。	選定は、富田東地区、御前南第一地区、御前南第二地区の順に行います。御前南第一及び第二地区については、前地区の優先交渉権者に決定した応募者は選定対象から除外されます。なお、募集要項の改訂版を改めて公表します。なお、今回御前南第一地区の優先交渉権者に決定した応募者は、御前南第二地区の選定者から除外されません。
27	全てにおいて				質問回答によって理解しがたい場合、再質問は可能でしょうか？	基本的に再質問は受け付けておりません。
28	質問・回答				今回「募集要項等に関する質問・回答」を実施しているが、資料精査および実施内容の段階に応じ、今後も質問の受付を継続していただけるか。可能であれば、その都度継続していただきたい。	基本的に再質問は受け付けておりません。なお、募集要項P12「4.3 募集要項等に関する質問・回答 オ その他」に示します通り、事務手続き等の工事内容等に直接関係ない質問は受け付けることとしております。

郡山市公共下水道整備事業 質問に対する回答

2 要求水準書に対する質問及び回答

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			第1 など	1 など		
1	測量	11	第3 2	(2)	測量をする際、道路台帳図データを貸与いただけるという認識でよろしいでしょうか。また、貸与いただける場合、道路台帳図データの精度（地図情報レベル）についてご教示ください。	地図情報レベル500の道路台帳図DMデータを貸与いたします。
2	設計計画	13	第3 2	(4) ウ	設計計画にて「極力他施設の移設が生じない計画とすること」と記載がありますが、業務上やむを得ない事情により移設が必要となった場合には、必要となる設計費用・工事費等について変更契約の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	土地区画整理事業地内のため、移設は基本的に生じないものと考えておりますが、やむを得ず移設が必要となった場合における費用は発注者が負担します。また、測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象とします。
3	リスク分担表 (共通事項)	16			経済リスクの19)20)に係る費用増減リスクにある、一定の範囲内とは具体的に何か。提案上限金額以上であっても物価変動に係る費用の発注者側の負担は可能か。	契約額の1,000分の15以下が一定の範囲内となります。提案上限金額以上であっても物価変動に係る費用の負担は契約変更の対象となります。
4	リスク分担表 (共通事項)	16			経済リスクの19)の一定の範囲内とはどのようなことですか？	契約額の1,000分の15以下が一定の範囲内となります。
5	リスク分担表 (共通事項)	16			経済リスクの20)の一定の範囲を超えた部分とはどのような部分のことですか？	契約額の1,000分の15を超えた部分が一定の範囲を超えた部分となります。
6	リスク分担表 (設計・施工)	17			設計リスク3) 発注者の事由（提示条件や配管ルート等の大幅な変更）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大について質問します。 原則基本設計の内容を踏襲し実施設計を行います。現場状況等により設計内容が変更となった際は、変更契約の対象という認識でよろしいでしょうか。	提案上限金額は、基本設計を元に算出したものでありますが、本契約における実施設計及び施工を拘束するものではありません。契約締結後に実施設計を実施し、発注者の承諾を必要としており、受注者による実施設計が本件の履行対象となるため、契約変更の対象とはなりません。 ただし、測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象とします。
7	リスク分担表 (設計・施工)	17			工事費増大リスク11) 発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大については質問します。 価格提案書の提出時点では基本設計の内容を踏まえ金額を算出しますが、実施設計していく中で、基本設計内容と差異が生じた際には変更契約の対象という認識でよろしいでしょうか。	提案上限金額は、基本設計を元に算出したものでありますが、本契約における実施設計及び施工を拘束するものではありません。契約締結後に実施設計を実施し、発注者の承諾を必要としており、受注者による実施設計が本件の履行対象となるため、契約変更の対象とはなりません。 ただし、測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象とします。
8	全てにおいて				質問回答によって理解しがたい場合は、再質問は可能でしょうか？	基本的に再質問は受け付けておりません。

郡山市公共下水道整備事業 質問に対する回答

3 優先交渉権者決定基準に対する質問及び回答

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			第1 など	1 など		
1	配置予定技術者の能力 (施工に係る技術者)	9	別表 1	2	同種工事の施工実績(主任(監理)技術者)(代表企業)・(代表企業を除く構成員)に記載する技術者は、11月の工事請負契約締結までは他工事の主任技術者としての配置しても差し支えないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、今回の契約は令和7年3月を予定しています。
2	配置予定技術者の能力 (設計主任技術者)	9	別表 1	3	設計主任技術者の同種工事の設計実績について、業務での役割(管理技術者、照査技術者、担当技術者)に関係なく評価されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	配置予定技術者の能力 (設計主任技術者)	9	別表 1	3	管路延長1,400m以上の設計実績の件について、それに該当する業務は一般競争入札において発注されたものであり、価格だけで3社が落札したものです。入札に参加した企業も落札さえできていれば実績を得られたはずですので、同等の有資格者と判断されても宜しいのでしょうか。	本要件は、実務上の経験を有するかを評価する項目であるため、実績がなければ対象となりません。
4	全てにおいて				質問回答によって理解しがたい場合は、再質問は可能でしょうか？	基本的に再質問は受け付けておりません。

郡山市公共下水道整備事業 質問に対する回答

4 提出書類作成要領（参加資格審査）に対する質問及び回答

No.	項目	対応箇所	質問内容	回答
		分類番号 2-1など		
1	構成員の 工事実績	様式2-1-2	郡山市内φ200mmの下水道管きよ整備の実績とは、郡山市上下水道局発注の圧送管布設工事 ポリエチレンφ200mmは実績になるか。	下水道管きよ整備であれば実績となります。
2	代表企業の 工事実績	様式2-1-2	郡山市内φ200mmの下水道管きよ整備の実績とは、郡山市上下水道局発注の取付管推進工の挿入用塩ビ管VPφ200mmは実績になるか。	実績となります。
3	実施体制	様式5	JV構成員による一部自社施工は可能か。	JV構成員による一部自社施工は可能です。
4	実施体制	様式5	共同企業体の代表構成員及びその他の構成員が自ら施工する場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか？	特定建設工事共同企業（JV）による自らの施工は問題ありません。 様式5の記載方法は、応募グループ（JV）のみの記載となります。
5	実施体制	様式5	協力企業に記載したら必ず契約を交わす必要があるか。また、記載していない企業と契約を交わすことは可能か。他のJVに登録されている企業は重複して登録が可能か。	提出書類作成要領（参加資格審査）に記載した協力企業については、契約を締結することは原則必須となります。本事業の契約締結後、事情により記載をしていない協力企業と新たに下請契約を締結することは可能です。また、1つの地区の中で、JVの協力会社が他JVの協力会社として記載することは可能です。なお、JVの協力会社が他JV構成員を兼ねることはできません。
6	実施体制	様式5	協力企業に記載したら必ず契約を交わす必要があるか。また、記載していない企業と契約を交わすことは可能か。	提出書類作成要領（参加資格審査）に記載した協力企業については、契約を締結することは原則必須となります。本事業の契約締結後、事情により記載をしていない協力企業と新たに下請契約を締結することは可能です。
7	実施体制	様式5	協力企業として登録している企業は他のJVと重複して登録することが可能か。	1つの地区の中で、JVの協力会社が他JVの協力会社として記載することは可能です。なお、JVの協力会社が他JV構成員を兼ねることはできません。
8	実施体制	様式5	まだ協力業者が確定していない場合は、施工体系図に記載しなくてよろしいでしょうか？	応募書類の提出時に協力会社と下請け契約を想定している場合は、予定の範囲内で記載してください。 なお、提案書類提出時には、募集要項P9「3.4下請負契約に関する要件」に基づいて、決定した協力会社の見積書を提出してください。
9	実施体制	様式5	当企業体の施工予定協力業者が、他企業体の施工予定協力業者となっても問題ないでしょうか？	JVの協力会社が他JVの協力会社となることは可能です。
10	企業の 手持ち工事		郡山市上下水道局発注工事の手持ち工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象案件になりますか。	本事業の3件については、募集要項P16「7.4 選定対象からの除外」の設定をしております。 その他の本事業以外の入札については、手持ち工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象になりません。
11	全てにおいて		質問回答によって理解しがたい場合は、再質問は可能でしょうか？	基本的に再質問は受け付けておりません。

郡山市公共下水道整備事業 質問に対する回答

5 提出書類作成要領（提案審査）に対する質問及び回答

No.	項目	対応箇所	質問内容	回答
		分類番号 A-1など		
1	各種実績	様式B-1ほか	公告文にもある実績となる地域として郡山市とあるが、郡山市上下水道局を含むという考え方でよいか。	お見込みのとおりです。 今回の公表においては「郡山市又は郡山市上下水道局」との記載に改めております。
2	設計の実績に関する事項	B-1-3	設計の実績に関する事項について「郡山市、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公社、事業団等）が発注したφ200mm程度の下水道管きょ設計を受託者として完了した実績」との記載があります。しかし、優先交渉権者決定基準では、「管路延長が1400m以上の同種・類似工事の設計実績」を評価基準として記載されております。同種委託の実績に記載する実績については「管路延長が1400m以上の同種・類似工事の設計実績」という認識でよろしいでしょうか。	本項目は、同種類（φ200mm程度の下水道管きょ）工事の設計実績を評価するものであり、1400m未満の実績の記載を妨げるものではありません。しかし、1400m以上の実績を記載した場合評価点が高くなります。
3	設計の実績に関する事項	B-1-3	実績について最大3件とありますが、件数は評価点に影響しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、評価基準の対象とするのは、そのうち1件となります。 今回の応募においては、実績を最大2件としました。
4	設計の実績に関する事項	B-2-4	設計の実績に関する事項について「郡山市、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公社、事業団等）が発注したφ200mm程度の下水道管きょ設計を受託者として完了した実績」との記載があります。しかし、優先交渉権者決定基準では、「管路延長が1400m以上の同種・類似工事の設計実績」を評価基準として記載されております。同種委託の実績に記載する実績については「管路延長が1400m以上の同種・類似工事の設計実績」という認識でよろしいでしょうか。	優先交渉権者決定基準の「同種・類似工事の設計」につきましては、φ200mm程度の下水道管きょ設計と想定しています。
5	設計の実績に関する事項	B-2-4	実績について最大3件とありますが、件数は評価点に影響しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、評価基準の対象とするのは、そのうち1件となります。 今回の応募においては、実績を最大2件としました。
6	価格提案内訳書（概要）	D-8-1	本事業にて必要となる費用算出にあたり、下水道事業計画書及び基本設計の成果品の開示をいただくことはできますでしょうか。	下水道事業計画書は、下水道全国データベースのウェブサイト（ https://portal.g-ndb.jp/portal/plan ）で公表しております。基本設計の成果品は、閲覧資料（令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書）として開示しております。なお、費用算出の元となった数量を公表します しております 。
7	価格提案内訳書（詳細）	D-8-2	本事業にて必要となる費用算出にあたり、下水道事業計画書及び基本設計の成果品の開示をいただくことはできますでしょうか。	下水道事業計画書は、下水道全国データベースのウェブサイト（ https://portal.g-ndb.jp/portal/plan ）で公表しております。基本設計の成果品は、閲覧資料（令和4年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書）として開示しております。あわせて費用算出の元となった数量を公表します しております 。
8	全てにおいて		質問回答によって理解しがたい場合は、再質問は可能でしょうか？	基本的に再質問は受け付けておりません。